# Ⅱ 独立行政法人農畜産業振興機構

## 1. 農畜産業振興機構設立の経緯

機構は、独立行政法人農畜産業振興機構法(以下「機構法」といいます。)の 施行に伴い、平成15年10月1日に設立されました。

機構が設立される以前における野菜対策の実施機関としては、野菜法に基づき 昭和51年に設立された野菜供給安定基金(以下「基金」といいます。)がありま した。

基金は、あらかじめ造成した資金(国及び都道府県(以下「県」といいます。)からの補助金と登録出荷団体又は登録生産者の負担金)によって、指定野菜の価格が著しく低落した場合に、登録出荷団体を通じて又は直接に指定野菜の生産者に生産者補給金を交付すること、また、野菜の実需者との間であらかじめ締結された契約に基づき指定野菜を確保する必要がある場合における交付金の交付、さらに指定野菜の安定的な供給を図るためのその買入れ、保管及び売渡し、その他野菜の安定的な供給を図るための業務等を行ってきましたが、特殊法人等改革の一環として、農畜産業振興事業団と統合し、独立行政法人である機構へと移行しました。

この改革においては、163の特殊法人及び認可法人を対象とし、「特殊法人等改革基本法」等に基づき、全法人の事業について徹底した見直しを行うとともに、その結果を踏まえ、組織形態についても見直しが行われました。組織形態に係る見直しの結果は、「特殊法人等整理合理化計画」として平成13年12月に閣議決定され、その中で、各事業のうち、近年、実績のないもの、民間が対応し得るもの等については徹底した見直しを行った上で、価格安定事業業務や補助事業等必要なものについてはこれを継承することとされました。

この結果、基金が行ってきたキャベツ等の買入れ、保管及び売渡しの業務、保 管施設の設置及び管理の業務が廃止とされましたが、一方で、情報収集・提供業 務が法律で明記されることとなりました。

# 2. 農畜産業振興機構の目的、業務

機構の目的及びその野菜関係の業務については機構法において次のように規定 されています。

#### (1) 目的

機構は、主要な畜産物の価格安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに 砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業 の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務等を行い、もって 農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与する ことを目的としています(機構法第3条)。

## (2) 野菜関係業務

現在実施している機構の業務のうち野菜関係業務を具体的にいいますと、おおよそ次のとおりです。

- ア. 指定野菜の価格が著しく低落した場合において、指定野菜の生産者に登録 出荷団体を通じて、又は登録生産者に直接生産者補給金を交付する業務(指 定野菜価格安定対策事業並びに契約指定野菜安定供給事業のうち価格低落タ イプ及び出荷調整タイプ)(機構法第10条第3号イ及び野菜法第10条)
- イ.登録出荷団体又は登録生産者(以下「登録出荷団体等」といいます。)と 実需者があらかじめ締結した契約に基づき、同一の種別に属する指定野菜を 確保する必要がある場合において、その登録出荷団体等に交付金を交付する 業務(契約指定野菜安定供給事業のうち数量確保タイプ)(機構法第10条第3 号ロ及び野菜法第12条)
- ウ. 都道府県の野菜価格安定法人が行う特定野菜等の価格差補給交付金等交付 事業又は契約特定野菜等安定供給促進事業に対する経費の補助の業務(特定 野菜等供給産地育成価格差補給事業及び契約特定野菜等安定供給促進事業) (機構法第10条第3号ハ及び野菜法第14条)
- エ. 野菜の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に 資するための事業に対する経費を補助する業務(機構法第10条第4号)。具体 的には、機構が農林水産省と連携しながら供給過剰時等において、野菜の需 給安定に向けた検討を行うための野菜需給協議会の開催並びに新聞広告等に よる消費拡大等の業務(緊急需給調整推進事業)、緊急需給調整等に係る交 付金の交付業務(緊急需給調整事業)、野菜の契約取引を行う者が、当該契

約取引において見込んでいた収入が得られなかった場合に交付金を交付する 業務(契約野菜収入確保モデル事業)及び加工・業務用野菜の生産基盤の強 化に向けた取組を推進するため、作柄安定技術の導入等に取り組む事業実施 主体に対し、当該取組面積に応じて機構が補助する業務(加工・業務用野菜 生産基盤強化事業)があります。

- オ. 野菜の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供する業務 (機構法第10条第6号)
- カ. ア〜オの業務に附帯する業務(機構法第10条第7号)

これらの業務については、機構法、野菜法及びこれらの政省令並びにそれぞれの業務についての実施要領等によるほか、機構が農林水産大臣の認可(農林水産大臣は評価委員会の意見を聴取)を受けて定めた独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書(以下「業務方法書」といいます。)、さらには機構が定めた独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則(以下「実施細則」といいます。)、各種補助業務に係る実施要綱等によって、その適正な運営を行っています。これらはいずれも機構の業務を進める上での基本となるものです。なお、業務方法書、実施細則、実施要綱等は業務の変更に伴って改正されますので、その内容等には十分注意してください。